

期間:2023/10/01~開始予定

お取引先各位

インボイス制度開始まで約1年

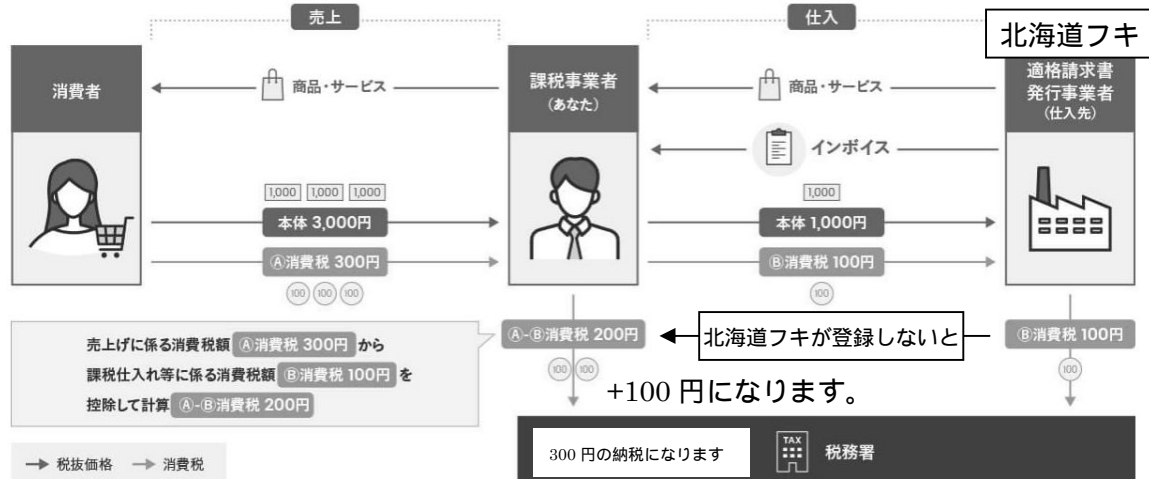
いつもお世話になってます。インボイス制度(適格請求書等保存方式)漢字で書くとなんだか難しいですね!インボイスでも意味わかんない...美声?それは体! 仮それはさておき

消費税の仕入税額控除の方式のことで、インボイスで取引をしないと仕入税額控除が適用できず、消費税納税額が多くなってしまう可能性があります。

と言う事は単純に弊社が登録しないと弊社の消費税が控除されなく販売している先のお客様の控除が適用されないと言う事になります、一大事です!!

単純に考えると
自分から見て仕入先に当たる会社が登録していれば大丈夫です。

~ 小売店様からの視点 ~



※適格請求書(インボイス)での取引がない場合、課税仕入れ等に係る消費税額100円の控除が認められません。

立ち位置を変えると、小売店様でも企業間取引がおこなわれるケースがありますが、領収書を発行する販売は上図(北海道フキ)の所に御社を当てはめると相手側に何が起きるのか...と言うことです。

弊社の番号は「T4430001022426」です、既に国税庁のサイトでも確認できますのでご安心下さい。

国税庁 適格請求書発行事業者公表サイト **検索**

事業を円滑に進めるために是非登録をオススメ致します!

制度開始に間に合う登録期限は「2023年3月31日」です。

2022
弊社は9月、請求書分
番号が掲載されています。

FUKI 株式会社 北海道フキ

〒065-0008

札幌市東区北8条東8丁目1-1

イチカンビル 3F

TEL 011-299-1241

FAX 011-299-1237

e-mailはホームページでご確認下さい。